

○議長（吉田敏郎）

日程第9 議案第29号 開成町各種団体集会施設条例を廃止する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町新庁舎竣工に伴い、開成町各種団体集会施設を閉鎖するので開成町各種団体集会施設条例を廃止する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それでは、議案第29号の表紙を御覧ください。

議案第29号 開成町各種団体集会施設条例を廃止する条例を制定することについて。

開成町各種団体集会施設条例を廃止する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年4月30日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりいただき、2枚目の条例案を御覧ください。

開成町条例第 号開成町各種団体集会施設条例を廃止する条例。

開成町各種団体集会施設条例（平成3年開成町条例第20号）は、廃止する。

附則、この条例は令和2年5月1日から施行する。

それでは、本廃止条例案について御説明申し上げます。

新庁舎が完成し、5月7日からの供用開始に向けて現在最終作業を行っているところですが、新庁舎への移転後、旧庁舎の解体を予定しております。この解体に合わせて、庁舎北側の今現在203会議室から205会議室として利用していた建物も、併せて解体することになりますが、こちらは条例上、庁舎とは別に、各種団体集会施設として設置しているものとなっております。ついては、本廃止条例をもって本件建物である各種団体集会施設を閉鎖し廃止することとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

よろしいですか。

ないようですので、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第 29 号 開成町各種団体集会施設条例を廃止する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田敏郎)

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。